

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち個人情報の保護に関する法律第二十条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に二号を加える改正規定のうち同項第八号中「又は第三十一条の三第一項本文の規定により提供を受けた個人関連情報を要配慮個人情報として取得する場合」を削る。

第一条のうち個人情報の保護に関する法律第三十条の次に二条を加える改正規定のうち第三十条の二第五項本文中「含む」を「含み、要配慮個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等であるものを除く。）を除く」に改める。

第一条のうち個人情報の保護に関する法律第三十一条の次に二条を加える改正規定のうち第三十一条の三第一項ただし書中「当該」を「当該第三者が当該個人関連情報を要配慮個人情報として取得することが想定される場合又は当該」に、「又は他の」を「若しくは他の」に、「又はこの項本文」を「若しくはこの項本文」に改める。